



HPはこちら

管理手当等の見直しについて 社員から不満や疑問の声が届く！

◇新賃金でも主務職以上だけ基本給の上乗せがあったよね！
◇管理手当等だけ「基準内賃金」なのはなぜ？

◇一律 5,000 円じゃ少ない。扶養手当分しか支給されていない。職責分の手当がないのに業務量だけが増えている。
◇管理手当等の総額っていくらなの？

◇扶養がないのに扶養手当の要素が入っている管理手当等ってなに？
◇なぜ主務職以上は扶養手当が支給されないの？



◇管理手当って過去にも 2,000 円上がったよね？
◇指導職や係職だって融合と連携で職責が増したのに！

東日本ユニオンは「管理手当等の見直しに」について提案を受け、8月2日に解明交渉を行ってきました。

経営側は、現行制度では職責に対する手当と扶養に対する手当の2つの性質を持つことから「扶養手当とのバランス」も今回の見直しの観点であると回答しました。この回答に対し、組合員のみならず多くの社員から疑問や不満の声が東日本ユニオンに寄せられています。

したがって、現段階において社員に理解の得られない提案内容であることから、9月1日に申し入れを行いました。

申第1号「管理手当等の見直し」の延期に関する申し入れを提出！

申し入れ項目

1. 管理手当等の見直しについては令和5年10月1日の実施を延期し継続議論とすること。

**社員の理解が得られない
見直しについては十分な議論が必要だ！**